

【今後の中学校部活動のこと】

Q なぜ、中学校部活動地域展開が必要なのでしょう。

A：学校部活動は、これまで学校教育の一環として、中学生の成長過程における大変貴重な経験の場、学びの場として有意義な役割を担ってきました。

しかし、近年、中学生の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行しています。それにともない、生徒が選択できる部の減少や、部員の減少から大会に参加できないなど、部活動の持続可能性という面で厳しさが増えています。

また、競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日を含めた部活動の指導が求められたりするなど、多様なニーズに対応することが、学校にとって大きな業務負担となっています。

そのため、生徒が将来にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保や、学校の働き方改革の推進による学校教育及び社会教育の質の向上を目指し、将来的に学校での部活動をなくし地域に展開して、生徒が活動に親しむことができる環境の整備をしているところです。

【参考】

○中学校部活動地域展開の利点

- ・生徒の選択肢が広がる
- ・専門的な指導が受けやすくなる
- ・教員の業務のスリム化が期待できる
- ・小学生から切れ目のない活動ができる

●中学校部活動地域展開の課題

- ・指導者や地域クラブの確保が容易ではない
(活動の場が確保できない可能性がある)
- ・保護者の経済的負担の課題
- ・練習場所への移動の課題

Q 今後、部活動はなくなってしまうのですか。

A：現在行われている形式での部活動は段階的になくなっていきます。本市では、国の方針に則り、まずは休日の部活動を“地域での活動”へ展開していきます。令和8年9月から休日の中学校部活動は行わないこととします。また、令和11年4月からは平日の中学校部活動も廃止します。

Q 学校の部活動と異なる競技の地域クラブに参加することは可能ですか。

A：可能です。ただし、双方の活動が、生徒自身の負担にならないよう配慮する必要があります。また、中体連が主催する大会の参加については、部活動と地域クラブの重複参加はできないため、中体連大会にはどちらから出場するかを明確にする必要があります。その他の大会については大会の参加規則に従うことになります。

Q どのように部活動地域展開が行われていくのですか。

A：これまでスポーツ庁・文化庁において、部活動の地域展開に向けて検討会議が進められてきました。検討会議で整理された方向性を取りまとめた「提言書」が、令和4年にスポーツ庁・文化庁に提出され、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関するガイドライン」が策定されました。そのポイントとしては・・・

- ・まずは休日の部活動から段階的に地域に移行していくことを基本とする。
- ・令和5～7年度を休日の部活動の地域移行に向けた「改革推進期間」とする。

※国は当初、令和7年度末までに休日の部活動はすべて地域移行を実現するとしていましたが、令和4年12月に「可能な限り早期の実現を目指す」と付け加えました。

- ・平日の部活動の地域移行は、実情に応じてできるところから推進する。

としており、都道府県・市町村は国のガイドラインを基に、地域の実情に応じて地域展開を進めているところです。

【令和8年9月以降の休日部活動の廃止に関すること】

Q 実際に休日の活動は誰が生徒を指導しますか。すべての学校に地域クラブはできますか。

A：休日は、地域クラブに参加している生徒は地域クラブ関係者が対応することになります。地域クラブに関しては、学校ごとに立ち上げることを想定していません。松浦市の中学生は、市内や周辺地域にあるクラブに所属が可能です。

Q 今後の休日の大会参加はどのようにになりますか。

A：基本的に学校部活動としての大会参加はできません。

Q 学校部活動のみに所属し、大会には参加しない生徒も出てきますか。

A：平日の学校部活動のみに所属している場合や、所属しているクラブのきまりごとによっては、大会に参加しない生徒も出てくることになります。

Q 吹奏楽部が保育園やお祭りなどの地域行事に参加することはできますか。

A：休日部活動廃止後も地域と学校は連携を図りながら部活動地域展開を進めていく必要があります。また、地域行事などへの参加については、地域ごとの事情が違うことも考えられますので、それぞれの学校で判断していくことになります。

Q 学校部活動としての練習試合、中体連大会以外の大会（カップ戦等）の参加はどうなりますか。

A：休日に学校部活動として参加できる大会・コンクール等は「長崎県中体連主催大会及びそれらの結果により出場権を得る大会」「全日本中学校通信陸上競技大会（中体連主催全国大会につながるため）」「長崎県中文連及び長崎県吹奏楽連盟が主催・共催する大会」となります。

Q 夏休みや冬休みなどの長期休業中の部活動はどうなりますか。

A：平日の学校部活動が実施されている期間は各部活動で設定する日時で活動を行うことになります。学校の休業日である土日、祝日は活動を行いません。

【地域クラブの立ち上げに関すること】

Q 地域クラブの立ち上げ（保護者会設立等も含む）に部活動顧問がどの程度関わるべきでしょうか。

A：部活動の顧問としての関わりは基本的にはないと思います。場合によっては、例えば、A 中学校の〇〇部の休日の活動場所を保護者会を立ち上げて創設する場合は、学校として相談に応じるなどの対応はあるかもしれません。

Q 現在、松浦市にどんなクラブがありますか。

A：令和8年8月現在、松浦市認定地域クラブは次のとおりです。新たに認定した地域クラブについては、ホームページ上で随時お知らせします。

- ・男女陸上競技『松浦アスリートクラブ（松浦AC）』（練習場所：松浦市民運動公園他）
- ・男女剣道『田代少年剣道クラブ』（練習場所：田代体育館）
- ・男女剣道『松浦少年剣道育成会』（練習場所：松浦市立武道場）
- ・男子バレーボール『松浦VC』（練習場所：志佐中学校体育館他）
- ・女子バレーボール『FLORE MATSUURA』（練習場所：志佐中学校体育館）
- ・男女剣道『興星館道場（星鹿剣友会）』（練習場所：興星館道場）
- ・男女ソフトテニス『M-STBC』（練習場所：松浦市民運動公園）
- ・男女硬式野球『長崎松浦ボーイズ』（練習場所：御厨地域運動場他）

Q 地域クラブの指導者として、地域クラブの指導をしたいのですが、どのようにすればよいですか。

A：地域クラブでの指導を希望する場合は、松浦市教育委員会が主催する指導者研修を受講する必要があります。

Q 地域クラブを立ち上げる場合、指導者は他市町在住でも構わないでしょうか。

A：指導者の居住地についての制限はありません。

【地域クラブの運営に関すること】

Q 吹奏楽のクラブ化が進んだ場合の楽器の保管場所や所有者、練習場所はどうなりますか。

A：吹奏楽のクラブ立ち上げに関して、楽器については、保管や運搬が大変なものも多く、保管場所、練習場所については課題があります。今後、行政も関わりながら適切な方法を検討します。

Q 地域クラブの指導者は、学校の部活動の顧問とは異なるのですか。

A：基本的には、学校部活動の顧問とは異なる地域の指導者が指導することを想定しています。（希望する教員がいる場合は、地域の指導者として携わることになります。）

Q 地域クラブの練習に学校施設を利用することはできますか。

A：現在も学校施設が一般の方々に開放されています。同様に必要な手続きを行った上で使用することができます。学校施設によっては、すでに一般の方々が使用されている状況にあるため、今後団体同士の使用時間の調整が必要です。

【中体連その他の大会参加、登録等に関すること】

Q 同競技で、学校とクラブの連盟へのダブル登録（会員登録）はできますか。

A：ダブル登録できないことがほとんどです。ただし、詳細は競技により異なりますので、県・市の競技連盟に問い合わせてください。

Q 休日はクラブチーム、平日は部活動に参加となった場合、登録はどうすればいいですか。

A：生徒がどちらかを選択することになります。

Q 休日の部活動が地域での活動に移行したあとは、中学校体育連盟（中体連）が主催する大会への参加はどうなりますか。

A：中体連は、地域クラブ単位での出場を認めています。（ただし、種目ごとに出場の条件があります）。中体連の主催する大会に、学校の部活動から参加するのか、地域クラブから参加するのかは、個人が選択します。詳細については長崎県中学校体育連盟のホームページ（<https://www.nagasaki-chutairen.jp/club.html>）に掲載されています。

【その他】

Q 部活動展開コールセンターの設置ができませんか。

A：部活動改革は国の方針で進めていますが、それぞれの自治体で地域の環境が異なるため、改革をどのように進めていくかについては自治体ごとに違います。コールセンターの設置となると、自治体ごとに考えることになりますが、本市で設置することは難しいです。部活動展開についてご不明な点やお尋ね等ございましたら、松浦市教育委員会学校教育課へお尋ねください。

Q 保険の適応についてはどのように考えればよいですか。

A：学校部活動はこれまでどおり日本スポーツ振興センターの保険適用となります。地域クラブについては、それぞれの地域クラブで任意に加入している保険で対応することになります。

Q 部活動が地域での活動に移行したら、保護者の負担はどうなりますか。経済的な支援は受けられますか。

A：地域移行後は、学校の活動ではなくなるため、指導者への謝金や会場使用料、保険料などは受益者負担を想定しています。

Q 部活動ではなく、地域クラブに所属する場合、高校入試などの進路の面で「有利」「不利」はありますか。

A：ありません。これまで同様に地域クラブでの活動の状況を学校が把握し、調査書等に記載します。

Q 部活動改革によって教員の負担はなくなるかもしれませんが、地域の指導者に負担がかかるのではないのでしょうか。地域住民もそれぞれ仕事に従事しているため、指導する環境を整えないと人材は出てこないと思います。

A：これまで「誰かが負担をしながら、子どもへスポーツ・文化芸術活動の環境を提供する」ということを行ってきたのが学校や教員であり、それが限界を迎えたという背景があります。誰かが負担を強いられる状況を前提としない活動の創出が課題です。例えば、複数の指導者による指導や運営と指導の役割分担、指導者の育成を視野に置いたクラブ経営など、工夫を凝らした環境整備が必要になると想定しています。そのため、できるだけ多くの地域資源（人材や財源、施設など）を活用し、多くの方々にご協力いただきながら、指導者の確保等について検討したいと思っています。